

(Aチーム)

裁判長：それでは、これから^{しんり}審理を始めます。被告人は証言台の前に来て下さい。
い。

(被告人、証言台の前に立つ。)

人定質問

裁判長：名前は何ですか。

被告人：^{さとうじゆん}佐藤純です。

裁判長：生年月日は。

被告人：昭和61年3月10日です。

裁判長：^{ほんせきち}本籍地は。

被告人：群馬県高崎市^{あおばまち}青葉町1丁目1番です。

裁判長：住所は。

被告人：群馬県前橋市^{いずみまち}泉町2丁目2番です。

裁判長：職業は。

被告人：ガソリンスタンドのアルバイトです。

起訴状朗読

裁判長：それでは、これから検察官が^{きそじょう ろうどく}起訴状を朗読するので、良く聞いていて
ください。検察官、起訴状を朗読してください。

(検察官、起立)

検察官：はい。公訴事実。

被告人は、…(起訴状の「公訴事実」「罪名及び罰条」を読み上げる)

以上の事実につき、^{しんぎ}ご審議願います。

(検察官、着席)

権利告知・罪状認否

裁判長：以上の事実について、これから審理をしていきますが、その前に、あ

あなたには、黙秘権^{もくひけん}という権利がありますので、言いたくないことは言わなくて結構ですし、答えた質問に対しては答え、答えたくない質問に対しては答えなくても結構です。ただし、この法廷^{ほうてい}であなたが述べたことは、それがあなたにとって有利であると不利であることを問わず証拠となりますので、注意してください。

以上を前提に伺^{うかが}いますが、先ほど検察官が読み上げた公訴事実にどこか違うところがありますか。

被告人：私は、事件当時、恋人の種島八千代^{たねじまやちよ}の家にいました。ですから、私は井

波^{なみ}さんの家に火をつけていません。私は無罪です。

裁判長：弁護人のご意見は。

(弁護人，起立)

弁護人：被告人と同様です。被告人は本件事件とは無関係であり無罪です。

(弁護人，着席)

証拠調べ手続

裁判長：それでは、これから証拠調べ手続に入ります。

検察官、冒頭陳述^{ぼうとうちんじゆつ}をおねがいします。

(検察官，起立)

検察官：（「冒頭陳述」を読み上げる。）

(検察官，着席)

裁判長：続いて弁護人どうぞ。

(弁護人，起立)

弁護人：（「冒頭陳述」を読み上げる。）

(弁護人，着席)

裁判長：検察官より請求のあった証拠については、これを採用します。

次に、検察官、弁護人より請求のあった証人について採用します。

相馬弘臣^{そうまひろおみ}さん、種島八千代^{たねじまやちよ}さん、証言台の前に立ってください。

(相馬と種島，証言台の前に出てくる。)

裁判長：お名前は何と言いますか。

相馬 ^{そうまひろおみ} : 相馬弘臣です。

種島 ^{たねじまやちよ} : 種島八千代です。

裁判官 : それでは、証人として証言していただく前に、^{せんせい}宣誓をしていただきます。

宣誓書を手を持って、読み上げてください。

相馬&種島 : はい。(2人声を合わせて宣誓書を読み上げる)

裁判官 : ただいま、宣誓していただいたとおり、記憶に基づいて真実だけを述べてください。記憶に反して^{きよぎ}虚偽の証言をした場合、^{ぎしやうざい}偽証罪で処罰されることがありますので十分注意してください。

裁判長 : まず、相馬さんの証人尋問から始めますので、種島さんは下がって結構です。

相馬さんは、その^{いす}椅子に座ってください。

(種島, 傍聴席へ)

(相馬, 証言台前の椅子に座る。)

」 A①

相馬弘臣の尋問

<証人① 相馬弘臣の尋問>

裁判長：それでは、検察官どうぞ。

(検察官、起立)

検察官：まず、平成22年1月10日の日曜日。放火事件のあった日ですが、この日の午後11時ころ、あなたはどこにいましたか。

相馬：日曜日のその時間は、自分の部屋で「夜は一発・ユザワラジオ」というラジオ番組を聞いていました。

検察官：それは、いつ放送しているのですか。

相馬：毎週日曜の夜10時半からです。

検察官：10時半から何時まででしょうか。

相馬：10時58分30秒までです。

検察官：正確ですね…。

相馬：当たり前です。湯澤ラジオのことですから。そのくらい把握していて当然です。

検察官：そ、そうですか。あなたは、毎週それを聞いているのですか。

相馬：そうです。検事さんには、この前もお話しましたが、ぜひ、聞いてみて下さい。パーソナリティーの湯澤様が最高で、群馬出身なんですけど、いずれは日本をしょって立つ男ですね。

検察官：ああ、もう結構です。では、次の質問に入りますが、まずあなたは1人暮らしですね。

相馬：はい。

検察官：お住まいは、アパート「ワグナリア」の向かい側、「メゾン高津」の2階ですね。

相馬：そうです。

検察官：「メゾン高津」から、「ワグナリア」までは、どのくらい距離がありますか。

相馬：大体、5、6メートルですね。

検察官：次に、あなたが湯澤ラジオを聞き終わった10時58分30秒のことについて伺いますが、まずあなたは何をしましたか。

相馬：ずっと石油ストーブを点けたままだったので、そろそろ換気をしないとかなあ、と思いまして、窓を開けました。

検察官：そのときあなたは、「ワグナリア」の方を見ましたか。

相馬：はい。窓を開けたら正面にありますので、自然と目に入ります。

検察官：あなたが「ワグナリア」の方を見たとき、何か見えましたか。

相馬 : 近くの電柱の横でタバコを吸っている人がいました。

検察官 : その人は、今、あなたの横にいる被告人ですか。

相馬 : 断言はできませんが、そうだと思います。

検察官 : では、あなたが1月10日に被告人を見たときのことを聞きます。

(弁護人, 起立)

弁護人 : 異議有り。誤導尋問^{ごどうじんもん}です。証人は、被告人を見たとは証言
していません。

(弁護人, 着席)

検察官 : 結構です。質問を変えます。それでは、あなたが見た人は、どんな人
でしたか。

相馬 : 背が高い金髪の男でした。

検察官 : 身長はどのくらいでしたか。

相馬 : 180センチくらいだったと思います。

検察官 : その男は、どんな様子でしたか。

相馬 : タバコを吸いながらだったのに、なんだかそわそわして、周囲を見回
していました。あと、タバコを吸うときに、マッチで火を点けていま
したね。珍しいなあ、と思ったのをよく覚えています。

検察官 : その男の持ち物はどうでしたか。

相馬 : タバコを吸っていたのとペットボトルのような物を持っていたのは覚
えています。後はちょっとよく分かりません。

検察官 : 窓から男を見た少し後の11時10分ころ、あなたは消火のために「ワ
グナリア」に向かいましたよね。そのときに、その男はいましたか。

相馬 : いえ、そのときはもういなくなっていました。

検察官 : 私からは以上です。

(検察官, 着席)

検察官の主尋問終了

裁判長 : それでは、弁護人どうぞ。

弁護人 : あなたは1月10日の夜に、部屋の窓から男を見たのですね。

相馬 : はい。見ました。

弁護人 : けれどあなたは、別にその人を見ようと思って外を見たわけではない
んですよね。

相馬 : はい。

弁護人 : 換気するためですよね。

相馬 : そうです。

弁護人：外は寒かったですよ。

相馬：そうですね。

弁護人：寒いときに、あまり開いてる窓のそばにはいたくないですよ。

相馬：それはそうですけど、何か関係あるんですか。

弁護人：少しだけ外を見て、すぐに戻ったんじゃないですか。

相馬：まあ、じっくり外を見たわけではないですけど…。

弁護人：そんな短時間で、人がいることに気づけますかね。

相馬：道路に人がいたことは確かです。間違いようがありません！

弁護人：その人の顔まで、覚えているんですか。

相馬：しっかり覚えていますよ。

弁護人：あなたは、その人を1月10日以前にも見たことがあったのですか。

相馬：無いと思いますけど、見かけたことくらいはあるかもしれません。

弁護人：いずれにしろ、知らない人でしたよね。

相馬：そうですね。

弁護人：ちらっと見ただけで、知らない人の顔を、ずっと覚えているなんてこと、できるものでしょうか。

(検察官，起立)

検察官：異議有り。議論にわたる尋問です。

(検察官，着席)

裁判長：弁護人ご意見は。

弁護人：証人が顔を正確に覚えていたのか、という点は、非常に重要な部分です。正当な理由があると思料します。

裁判長：異議には理由があると考えます。弁護人は質問を変えて下さい。

弁護人からその部分をお聞きになりたいのなら、質問を工夫してはいかがですか。

弁護人：それでは…証人は、人の顔を覚えるのは得意ですか。

相馬：特に苦手というわけではないですが、得意かと言われると…

弁護人：あなたは、どんな人でも、1度見ただけでいつまでも覚えていられるのですか。

相馬：どんな人でも、というわけではないですが、特徴的な人なら、覚えていると思いますよ。

弁護人：あなたが窓から見た人の顔は特徴的だったのですか。

相馬：いや、これとって…。

弁護人：あごがしゃくっていたとか、目が大きかったとか、そういう覚えやすい特徴はなかったのですか。

相馬 : ちょっとハッキリしません・・・

弁護人 : それに夜ですから、暗いですよね。本当に顔まで見えたのですか。

相馬 : 男が立っていたところの電柱の上に、ライトがありますから。暗いのは暗いですが、見えないほど暗くはありません。

弁護人 : では、顔がハッキリ見えるほど明るかったのですか。

相馬 : いや、そこまで言われるとちょっと…。

弁護人 : あと、髪が金髪でしたっけ。

相馬 : そうです。多少暗かったとしても、そこは間違いありません。

弁護人 : 普通の茶髪だった、ということないですか。

相馬 : いえ、暗い中でも明るく見えたので、間違っただけということはないですね。

弁護人 : 単にライトが反射していただけではないですか。

相馬 : ど、どういうことですか。

弁護人 : 髪の色は茶色だったけれど、ライトが反射して金色に見えた、ということではないですか。

相馬 : いや、無いと思いますけどね。

弁護人 : そうですか。では、そういうことにしておきましょう。あと、身長が180センチメートルくらいでしたね。

相馬 : そうです。かなり高かったんです。暗かったのは確かですけど、そこは間違いありません。

弁護人 : あなたがその男を見たのは、2階の窓からですね。

相馬 : そうです。私の部屋の窓からです。

弁護人 : そうすると、斜め上から見ることになりますね。

相馬 : はい。

弁護人 : 見たのは、短時間でしょう。

相馬 : まあ、そうですね。

弁護人 : 身長がハッキリ分かったのですか。

相馬 : 身長が高いことは分かりました。隣に電柱も立ってましたし。

弁護人 : その電柱は、高さの目印でもあるのですか。

相馬 : いや、これといって特にありませんけど。

弁護人 : あなたが見たのは短時間で、しかも斜め上からで、隣に高さの目印があるわけでもない。しかも、道路の広さと窓の高さを考えると、少なくとも6、7メートルは離れている。さて、どこか違いますか。

相馬 : いえ、その通りです…。

弁護人 : こんな状態じゃ、身長なんかわかるはずないですよ。あなた、見てもいないのに適当なこと言ってるんじゃないんですか。

(検察官, 起立)

検察官：異議有り。証人に対する侮辱的な尋問であり、不相当です。

裁判長！ 弁護人は先ほどから適切な尋問をしていませ

ん！！

(検察官, 着席)

裁判長： 弁護人ご意見は。

弁護人： 見ていたときの状況を確認しただけですが、撤回しますので結構です。

終了します。

(弁護人, 着席)

(検察官, 起立)

裁判長： 検察官, 再主尋問はありますか。

検察官： 2点ほど。まず、証人の視力はいくつですか。

相馬： 2.0です。

検察官： そうすると、目はかなり良い方ですね。

相馬： そうです。

検察官： 暗いところで何かを見るのが苦手、ということはありませんか。

相馬： ありません。

検察官： 次に、あなたが見た男と似たような体格、髪の色の人なんですが、あなたのお知り合いの方の中には、何人くらい、いらっしゃいますか。

相馬： いえ、あれだけ高身長で金髪の人は知り合いの中にはいません。

検察官： そうすると、あなたから見て、体格などは特徴的だったと伺ってよろしいのでしょうか。

相馬： そうですね。

検察官： 検察官からは以上です。

(検察官, 着席)

裁判長： 1点だけ伺いますが、あなたは今、あなたが1月10日に見た男が隣の被告人だと思いますか。

相馬： 断定はできませんが、そうだと思います。

裁判長： わかりました。これで終わります。

証人は傍聴席にお戻りください。

(種島, 傍聴席へ下がる。)

」 A③

(チーム交代)

裁判長：では、これから相馬さんの証人尋問を行います。

検察官どうぞ。

(検察官，起立)

検察官：まず，平成22年1月10日の日曜日，放火事件のあった日ですが，この日の午後11時ころ，あなたはどこにいましたか。

相馬：日曜日のその時間は，自分の部屋で「夜は一発・ユザワラジオ」というラジオ番組を聞いていました。

検察官：それは，いつ放送しているのですか。

相馬：毎週日曜の夜10時半からです。

検察官：10時半から何時まででしょうか。

相馬：10時58分30秒までです。

検察官：正確ですね…。

相馬：群馬を代表するアーティストの湯澤様がパーソナリティーを務めるユザワラジオのことですから，そのくらい把握していて当然です。湯澤様の弾き語りのコーナーは毎週録音していますよ。

検察官：ああ，もう結構です。では，次の質問に入りますが，まずあなたは1人暮らしですね。

相馬：はい。

検察官：お住まいは，アパート「ワグナリア」の向かい側，「メゾン高津」の2階ですね。

相馬：そうです。

検察官：「メゾン高津」から，「ワグナリア」までは，どのくらい距離がありますか。

相馬：大体，5，6メートルですね。

検察官：次に，あなたがユザワラジオを聞き終わった10時58分30秒からですが，まずあなたは何をしましたか。

相馬：窓から外を見て，今週もユザワラジオを聞いたことについて，神様に祈りを捧げていました。

検察官：そのときあなたは，「ワグナリア」の方を見ましたか。

相馬：はい。部屋の前にあるので，自然と目に入ります。

検察官：あなたが「ワグナリア」の方を見たとき，何か見えましたか。

相馬：近くの電柱の横でタバコを吸っている人がいました。

検察官：その人は，今，あなたの横にいる被告人ですか。

相馬：断言はできませんが，そうだと思います。

検察官：では，あなたが自分の部屋から電柱の横に立つ被告人を見たときのことをもう少し詳しく聞きます。

(弁護人, 起立)

弁護人：異議有り。誤導尋問ごどうじんもんです。証人は、被告人を見たとは証言
していません。

(弁護人, 着席)

裁判長：検察官ご意見は。

検察官：結構です。質問を変えます。

検察官：あなたが見た人は、どんな人でしたか。

相馬：背が高い金髪の男でした。

検察官：金髪で、身長はどのくらいでしたか。

相馬：180センチくらいだったと思います。

検察官：窓から男を見た少し後の11時10分ころ、あなたは消火のために「ワ
グナリア」に向かいましたね。そのとき、その男はいましたか。

相馬：いえ、そのときはもういませんでした。

検察官：私からは以上です。

(検察官, 着席)

裁判長：それでは、弁護人どうぞ。

(弁護人, 起立)

弁護人：あなたは1月10日の夜に、部屋の窓から男を見たのですね。

相馬：はい。見ました。

弁護人：けれどあなたは、別にその人を見ようと思って外を見たわけではない
んですよね。

相馬：はい。

弁護人：神に祈るため。

相馬：そうです。

弁護人：祈るためだったら、空の方を見たり、目をつぶったりするんじゃない
ですか。

相馬：・・・(沈黙)。

弁護人：あなた、本当に見たんですか。

相馬：道路に人がいたのは確かです。絶対に見ました！

弁護人：その人の顔、覚えていますか。

相馬：覚えていますよ。

弁護人：ところであなたは、その人を1月10日以前にも見たことがあったの
ですか。

相馬：いえ、このときが初めてですけど、それが何か。

弁護人：ちらっと見ただけで、しかも一度しか見たことがない人の顔を、ずっと覚えていることができる人なんて、いるのでしょうか。

(検察官，起立)

検察官：異議有り。議論にわたる尋問です。

(検察官，着席)

裁判長：弁護人ご意見は。

弁護人：証人が顔を正確に覚えていたのか、という点は、非常に重要な部分です。正当な理由があると考えます。

裁判長：異議には理由があると考えます。弁護人は質問を変えて下さい。その部分をお聞きになりたいのなら、質問を工夫してはいかがですか。

弁護人：それでは…証人は、人の顔を覚えるのは得意ですか。

相馬：特に苦手というわけではないですが、得意かと言われると…

弁護人：あなたは、どんな人でも、1度見ただけでいつまでも覚えていられるのですか。

相馬：どんな人でも、というわけではないですが、^{とくちょうてき}特徴的な人なら、覚えていると思いますよ。

弁護人：あなたが窓から見た人の顔は特徴的だったのですか。

相馬：いや、これといって…。

弁護人：あごがしゃくれていたとか、目が大きかったとか、そういう覚えやすい特徴はなかったのですか。

相馬：ちょっとハッキリしません・・・

弁護人：それに夜ですから、暗いですよね。本当に顔まで見えたのですか。

相馬：男が立っていたところの電柱の上に、ライトがありますから。暗いのは暗いですが、何も見えないほど暗くはありません。

弁護人：では、顔がハッキリ見えるほど明るかったのですか。

相馬：いや、そこまで言われるとちょっと…。

弁護人：あと、髪が金髪でしたっけ。

相馬：そうです。多少暗かったとしても、そこは間違いありません。

弁護人：見間違えただけで、普通の茶髪だったということないですか。

相馬：いえ、暗い中でも明るく見えたので、間違えたということは無いですね。

弁護人：髪の色は茶色だったけれど、ライトが反射して金色に見えた、ということではないですか。

相馬：いや、でも・・・確かに金髪に見えました…。

弁護人：あと、身長が180センチメートルくらいでしたね。
相馬：そうです。かなり高かったんです。暗かったのは確かですけど、そこは間違いありません。
弁護人：あなたはその男を見たのは、2階の窓からですね。
相馬：そうです。部屋の窓からです。
弁護人：そうすると、斜め上から見ることになりますね。
相馬：はい。
弁護人：見たのは、短時間でしょう。
相馬：まあ、そうですね。
弁護人：身長がハッキリ分かったのですか。
相馬：身長が高いことは分かりました。隣に電柱も立ってましたし。
弁護人：その電柱は、高さごとに目印でもあるのですか。
相馬：いや、これといって特にありませんけど。
弁護人：あなたが見たのは短時間で、しかも斜め上からで、隣に高さの目印があるわけでもない。しかも、道路の広さと窓の高さを考えると、少なくとも6、7メートルは離れている。さて、どこか違いますか。
相馬：いえ、その通りです…。
弁護人：こんな状態じゃ、身長なんかわかるはずないですよ。あなた、見てもいないのに適当なこと言ってるんじゃないんですか。

(検察官，起立)

検察官：異議有り。証人に対する侮辱^{ぶじよくてき}的な尋問であり、不相当です。

(検察官，着席)

裁判長：弁護人ご意見は。

弁護人：見ていたときの状況を確認しただけですが、撤回^{てつかい}しますので結構です。

終了します。

(弁護人，着席)

裁判長：検察官、再主尋問^{さいしゅじんもん}はありますか。

(検察官，起立)

検察官：1点だけ。証人の視力はいくつですか。

相馬：2.0です。

検察官：そうすると、目はかなり良い方ですね。

相馬：そうです。

検察官：以上です。

(検察官，着席)

裁判長：あなたは今，あなたが1月10日に見た男が隣の被告人だと思いますか。

相馬：断定はできませんが，そうだと思います。

裁判長：わかりました。これで終わります。

証人は傍聴席ぼうちょうせきにお戻りください。

(相馬，傍聴席に戻る。)

」 A②

種島八千代の尋問

裁判長：では、次に種島さんの証人尋問を行います。

種島さんは証言台の前の椅子^{いす}に座ってください。

(種島、証言台の前の椅子に座る。)

裁判長：弁護人、どうぞ。

(弁護人、起立)

弁護人：被告人とはどのような関係ですか。

種島：被告人の彼女です。

弁護人：いつごろから付き合っているのですか。

種島：2年前ぐらいです。

弁護人：どこで知り合ったのですか。

種島：けやきウォークです。

弁護人：なるほど、ナンパかなんかされたのですか。

種島：そうです。喫茶店でアルバイトをしているときに声をかけられました。

弁護人：被告人のどんなところが好きですか。

種島：ダメメンズなところですか。手がかかるといいますか。

(検察官、起立)

検察官：異議有り。弁護人は先ほどから事件と関連のない事ばかり

質問しています。

(検察官、着席)

裁判長：弁護人ご意見は。

弁護人：今後の尋問と関連してくる重要な事項の質問です。異議は理由がないと思います。

裁判長：異議を認めます。弁護人は本題の質問に入ってください。

弁護人：事件当日である平成22年1月10日の夜のことについてお聞きします。その日の晩は、被告人と一緒にいましたか。

種島：ええ、一緒にいました。その日は、夜7時ころに2人で晩ご飯を食べ、8時からNHKの大河ドラマを見て、その後バラエティ番組を見ました。そして、純は深夜0時ころ帰りました。

弁護人：あなたは、当初、警察に対して、「事件当時一緒にいなかった」と供述したみたいですが、これは本当ですか。

種島：本当です。

弁護人：どうして、警察の方に嘘をついたのですか。

種島 : だって、純が浮気したから。

被告人：本当に済まなかった。許してくれ。

裁判長：^{せいしゆく}静粛に。被告人が^{もう}発言する機会は後で設けます。

弁護人：浮気されて腹が立ったのですか。

種島 : そりゃ腹が立ちますよ。それで純を懲らしめてやろうと思い、つい嘘をついちゃったのです。

弁護人：あなたは、事件当日、^{うねめ}采女ヒデユキの写真入りタオルを渡しましたか。

種島 : いえ、渡していません。

弁護人：尋問を終わります。

(弁護人、着席)

裁判長：検察官、どうぞ。

(検察官、起立)

検察官：あなたは、被告人が浮気した腹いせに、警察官に嘘をついたのですか。そんなくだらない理由で警察官に嘘をつく人がいますか。あなた被告人をかばっているだけでしょう。

(弁護人、起立)

弁護人：異議有り。個別的な尋問でない上、検察官の意見を押し付ける尋問で不相当です。

(弁護人、着席)

裁判長：検察官、ご意見は。

検察官：十分個別的な尋問です。また、証人の答えに対する一般的な見解を述べただけで、意見の押しつけにも当たりません。

裁判長：異議を認めます。

検察官は質問を変えてください。

検察官：質問を撤回します。

あなたは、被告人が放火の犯人ではないと考えていますか。

種島 : はい。純は絶対に放火なんてしていません。もし、純が刑務所に行くようなことになったら、悲しくて生きていけません。

純は絶対にやっていません。

検察官：あなたは、先ほど、大河ドラマを見て、それからバラエティ番組を見

たと言っていました。大河ドラマは夜8時45分に終わりますよね。

種島 : はい。

検察官 : そして、その後深夜0時までずっとバラエティ番組を見ていたと言うことですか。

種島 : はい。

検察官 : 被告人は、夜9時から10時ころに帰ったのではないですか。

種島 : いえ、純が帰ったのは深夜0時です。

検察官 : 公の法廷でなんでそんな嘘をつくのですか。偽証罪に問われますよ。

(弁護人, 起立)

弁護人 : 異議有り。威嚇的な尋問で不相当です。

(弁護人, 着席)

裁判長 : 検察官, ご意見は。

検察官 : 質問を撤回します。

検察官 : あなたのアパートは、どこにあるのですか。

種島 : 群馬県前橋市大手町にある「めぞん一刻堂」です。

検察官 : 被告人が事件当日夜10時すぎにあなたの家を出れば、犯行時刻である夜11時ころ犯行現場に行くことは可能ですよね。

(弁護人, 起立)

弁護人 : 異議有り。誤導質問です。証人は、先ほどから被告人が深

夜0時に家を出たと証言しています。

(弁護人, 着席)

裁判長 : 検察官ご意見は。

検察官 : 質問を変えます。あなたの家から犯行現場までどれぐらいの時間がかかりますか。

種島 : 車で5分くらいです。

検察官 : あなたは、采女ヒデユキの熱狂的ファンですよね。

種島 : はい。

検察官 : 彼のタオルだけで何枚ぐらい持っていますか。

種島 : 20枚は超えていると思います。

検察官 : 事件当日以前に、被告人に采女ヒデユキのタオルを貸してあげたことはありますか。

種島 : あります。

検察官 : 尋問を終わります。

(検察官, 着席)

裁判長：弁護人, 再主尋問は。

(弁護人, 起立)

弁護人：はい, ひとつだけお願いします。あなたが以前被告人に貸してあげた
采女ヒデユキのタオルは何色でしたか。

種島：・・・(沈黙), ちょっと何色かまでは覚えていません。

弁護人：わかりました。尋問は以上です。

(弁護人, 着席)

左陪席：犯行当日の1月10日は, 日曜日ですよ。

種島：はい。

左陪席：次の日, あなたも被告人も仕事ですよ。

種島：いいえ, 1月11日は祝日で二人とも休みでした。

左陪席：いつも被告人は, 深夜0時に帰るのですか。

種島：その日は特別遅くに帰ったのです。いつもは夜9時ころに帰ります。

左陪席：被告人は, 事件当日, 何故深夜0時に帰ったのですか。

種島：その日は, 純がアルバイトを辞めたいと言って相談してきました。そ
れで, 相談に乗っていると, いつのまにか深夜0時ころになっていた
のです。

左陪席：でも, 次の日は祝日だったのでしょ。なぜ被告人はそのままあなた
の家に泊らなかったのですか。

種島：私は, 今まで被告人の家に泊まったことはありません。その日も泊ま
らずに自宅に帰りました。

左陪席：はあー, なるほどね。先ほどあなたは被告人とテレビを見ていたと言
っていましたよね。

種島：そうですよ。正確には, 相談に乗りながらテレビを見ていただけです。
だから, テレビはついていただけです。内容まではろくに覚えていま
せん。

左陪席：私からは以上です。

裁判長：以上で証人尋問は終わりです。

証人は傍聴席に下がってください。

(種島, 傍聴席へ下がる。)

」 A③

(チーム交代)

(Bチーム)

<被告人質問>

裁判長：それでは、被告人、前へ出てください。

(被告人、証言台の前へ来る。)

裁判長：これから被告人質問を始めます。先ほども説明したように、あなたには黙秘権という権利がありますから、質問に答えるときにはよく考えてから答えてください。

被告人は椅子に座ってください。

(被告人、椅子に座る。)

裁判長：それでは弁護人、どうぞ。

(弁護人、起立)

弁護人：あなたが、井波さんのご自宅で放火事件があったと知ったのはいつのことですか。

被告人：1月11日に警察が家に来た時に初めて知りました。

弁護人：ところで、あなたはその井波さんのご自宅での放火事件に関係したことはあるのですか。

被告人：俺はやっていません。事件の時は、俺は八千代のところにいましたので出来るはずはありません。

弁護人：あなたは、相馬さんの証言を聞きましたよね。

被告人：はい。

弁護人：「疑^{うたが}わしきは被告人の利益に」という刑事手続の原則からすると、とても相馬さんの証言だけからあなたが犯人であるとは断定できないと思いましたよ、私は。

(検察官、起立)

検察官：異議あり。弁護人は自分の意見を述べているだけで個別적인質問を行っておらず、不相当です。

(検察官、着席)

裁判長：弁護人、ご意見は。

弁護人：私は刑事裁判の原則を述べただけです。何で異議なんか出されなくちゃいけないんですか。

裁判長：異議を認めます。

弁護人は個別적인質問をしてください。

弁護人：では、質問を変えます。事件当時相馬さんが見た人は、あなたではないんですか。

被告人：絶対に違います。身長も違います。俺ではありません。これだけは信じてください。

弁護人：では、あなたと被害者である井波さんとの関係をうかがいます。あなたと井波さんとは同じ職場で働いていますね。

被告人：はい。

弁護人：どれくらいの期間、一緒に働いているのですか。

被告人：1年ちょっとくらいだったと思います。

弁護人：あなたはなんで井波さんと仲が良くなかったんですか。

被告人：井波さんは極度の男嫌いで、俺が男だというだけで以前からよそよそしい態度を取っていました。俺はタバコも吸いますし、髪を金髪にしていますので、余計井波さんの気に障ったのではないかと思います。

弁護人：井波さんは、男の人がまったく駄目なんですか。

被告人：まったく駄目というわけではなく、最近では、井波さんと同じマンションに住む^{たかなし}高梨という男と付き合いようになっていたようです。

弁護人：さて、平成22年1月10日、事件当日のことですが、あなたはアルバイト中に井波さんから何かされましたか。

被告人：俺の右のほっぺたを、^{にぎ}握り^{こぶし}拳で思いっきり殴られました。

弁護人：殴られて、^{けが}怪我をしましたか。

被告人：はい。口の中を切って血が出ました。

弁護人：何がきっかけで殴られたんですか。

被告人：井波さんが、あまりに俺によそよそしい態度を取るの、冗談で悪口を言ったんです。でも、井波さんはそれを^ま真に受けて怒ってしまい、俺に殴りかかってきたんです。

弁護人：どんな悪口を言ったんですか。

被告人：井波さんは、バイト中にミスが多いので、「そんなおっちょこちょいでは高梨に振られるぞ」と言ってやりました。

弁護人：悪口を言った後、井波さんはどうしてきましたか。

被告人：いきなり俺を殴ってきました。

弁護人：殴られて、あなたはどう思いましたか。

被告人：みんなの前で殴るなんて、と思い、カチンとききました。

ただ、放火するほど恨みを持ったわけではありません。

弁護人：ところで、今回の放火は、マッチで火がつけられているようなのですが、あなたは何か火をつける道具を持っていましたか。

被告人：はい。俺はタバコを吸うので、ライターをいつも持っていました。

弁護人：マッチは使わないんですか。

被告人：今時、タバコを吸うのにマッチなんか使いません。

弁護人：本件の放火には、采女ヒデユキのタオルが使われていたようですが、采女ヒデユキの写真入りタオルは持ち歩いていましたか。

被告人：持ち歩いたと言うほどではありませんが、八千代が采女ヒデユキの大ファンで、八千代に借りたことはあります。

弁護人：次に、あなた自身のことを伺います。あなたの身長はどれくらいですか。

被告人：175センチメートルくらいです。

弁護人：事件のとき、あなたの髪の毛の色は何色でしたか。

被告人：金髪でした。

弁護人：ところで、あなたは、警察での取り調べの際に、いったんは自分で火をつけましたと言っていますが、この裁判では、火をつけたことはないと言っていますね。

被告人：はい。

弁護人：どちらが本当なんですか。

被告人：今言っていることが本当です。俺は火をつけていません。

弁護人：では、どうして警察の取り調べのときに、自分がやったと言ってしまったのですか。

被告人：取調べの最初のうちはやっていないと言っていたんですが、逮捕されて長い時間取調べを受けて、次第にもうどうでもいい、言うとおりに喋れば、取調べもなくなって楽になれると思い、警察の人の言うとおりに自分がやったと言ってしまいました。

弁護人：取調べは辛かったですか。

被告人：はい。1日に8時間くらい、「お前がやったんだろう。」「自白するまで取調を止めないぞ」と言われ続けました。

弁護人：ほぼ一日中、責め続けられたわけですか。

被告人：はい。そして、他にも、刑事さんから「恋人の種島八千代が『事件当時一緒にいなかった』と言っている」と言われて、八千代に裏切られた……とあって、ショックで。

弁護人：実際は、種島さんは、先ほどの尋問でもあったように、警察には、あなたへの腹いせで嘘をついたと言うことでしたね。

被告人：はい。

弁護人：私からは以上です。

(弁護人, 着席)

」 B ①

裁判長：検察官どうぞ。

(検察官, 起立)

検察官：被告人は、井波さんから殴られたと言っていましたが、どのくらいの強さだったんですか。

被告人：本気でげんこつで殴ってきました。

検察官：何時ころ殴られたんですか。

被告人：井波さんがシフトに入ってすぐ後のことです。午後4時過ぎころだったと思います。

検察官：殴られたときに、やり返さなかったんですか。

被告人：いくら井波さんに殴られたとはいえ、向こうは女性ですから、こっちから手を出すわけにはいかないじゃないですか。

検察官：そうすると、やり返すこともできず、我慢していたということですか。

被告人：……ええ、まあ。

検察官：それで、「いつかやり返してやる」と言ったわけですか。

被告人：そんなことは言っていません。

検察官：井波さんとは、以前から仲が悪かったんですね。

被告人：はい。

検察官：言い争いになることもあったんですか。

被告人：はい、それは毎週のように。

検察官：たとえば、どんな理由で言い争いになるわけ。

被告人：俺が悪口を言ったとか、意地悪をしたとか。

検察官：悪口や意地悪をしていたんですか。

被告人：そりゃ、あれだけよそよそしい態度を取られたら、俺だってカチンときますよ。悪口でも言わないとやってられませんよ。

検察官：そうやって、イライラが募ってきて、何か仕返しをしてやりたいと思っていたのではないですか。

被告人：まあ、井波さんが困ればいいな、とは思っていました。

検察官：あなたはいらいらしている気持ちをすっきりさせるために放火をする人が多いのを知っていますか。

(弁護人, 起立)

弁護人：異議あり。検察官の質問は本件とは関連性がないため不当です。

（弁護人，着席）

裁判長：検察官，ご意見は。

検察官：では，質問を変えます。

あなたは，井波さんに殴られてカチンと来て，井波さんを困らせるために放火してしまったと，こういうことですか。

（弁護人，起立）

弁護人：異議あり。誘導尋問です。検察官は被告人を犯人と決めつけて質問しています。

（弁護人，着席）

裁判長：検察官，ご意見は。

検察官：質問を撤回します。

あなたは，井波さんから殴られた後，殴られたことに関して職場の人に何か言いましたか。

被告人：「井波がむかつく。」とか言ったような気がします。

検察官：他に，「あの女，めちやくちやにしてやる。」等と言ったことはありませんか。

被告人：そんなことは言っていません。

検察官：でも，「むかつく。」と言ったということは，井波さんに対して恨み辛みがたまっていたのは間違いないですよ。

被告人：それは，そうです。

検察官：さっき，被告人はマッチは使わない，と言いましたね。

被告人：はい。

検察官：被告人は，スナック^{よこち}横地を知っていますか。

被告人：はい。

検察官：週に何度くらい行っていましたか。

被告人：逮捕される前は，毎週2度は必ず行っていました。

検察官：スナック横地のマッチを見たことはありますか。

被告人：はい。

検察官：裁判長，被告人の記憶を喚起するため，現場から発見されたマッチ箱

を示したいのですが、よろしいでしょうか。

裁判長：はい、どうぞ。

(裁判長、マッチ箱を検察官に手渡す。)

(検察官、裁判長から受け取ったマッチ箱を示しながら)

検察官：これがスナック横地のマッチ箱ですが、被告人はこのマッチ箱をお店でもらったことがありますか。

被告人：もらったことはありません。さっきも言ったとおり、タバコを吸うにはライターを使いますから、マッチなんかもらってもしようがないんです。

(検察官、マッチ箱を裁判長に返す。)

検察官：裁判長、被告人の記憶を喚起^{かんき}するため、現場から発見された燃えさしのタオルを示したいのですが、よろしいでしょうか。

裁判長：はい、どうぞ。

(裁判長、タオルを検察官に手渡す。)

(検察官、裁判長から受け取ったタオルを示しながら)

検察官：被告人は、これと同じ種類のタオルを持っていましたか。

被告人：はい、八千代に言われて持っていました。

検察官：これはあなたのタオルなのではありませんか。

被告人：違います。ジャニーズシニアの采女ヒデユキは世界中に20億人を超える熱狂的ファンがいますので、たまたまタオルを持っていた人がたまたま放火に使ったんじゃないでしょうか。

検察官：では、あなたが種島さんから借りていたタオルはどうしましたか。

被告人：八千代に返したはずです。

(検察官、タオルを裁判長に返す。)

検察官：ところで、あなたはガソリンスタンドの店員ですが、店員はガソリンの扱いには慣れているんですか。

被告人：仕事で使いますからね、慣れています。

検察官：ガソリンを勝手に持ち出すことも出来たんじゃないですか。

被告人：持ち出したら、店長にバレてしまいます。それに、爆発性のあるガソリンを持ち歩くななんて危なっかしくて考えられません。

検察官：取調べが辛かったという話が出てたので、取調べ当時のことを聞きます。

取調べ中にはちゃんと休憩^{きゅうけい}は取りましたよね。

被告人：はい、2時間くらい取調べを受けたら、15分くらいは休憩がありました。

した。

検察官：警察官や検察官からは、ずっと黙っていていいんだよ、と言われてましたね。

被告人：はい。黙秘権というんですか、毎回言われていました。

検察官：それなのに、嘘を言っちゃったというわけですか。

被告人：はい。取調官がずっと責め続けてきて辛かったのと八千代に裏切られたショックとで嘘の自白をしてしまいました。

検察官：以上です。

(検察官，着席)

裁判長：弁護人，^{さいしゅしつもん}再主質問はよろしいですか。

(弁護人，起立)

弁護人：はい，結構です。

(弁護人，着席)

裁判長：以上で被告人質問を終わります。被告人はもとの席に戻ってください。

(被告人，元の席へ戻る。)

」 B②

〈判決〉

(Aチーム)

裁判長：それでは、判決を言い渡します。被告人は証言台の前に来て下さい。

(被告人、証言台の前に立つ。)

「被告人は有罪」

または

「被告人は無罪」

その理由は、以下のとおりである。

(1)

(2)

(3)

. . .

. . .

閉廷します。

(裁判官たち、法廷を出て行く。)

」 A①

(Bチーム)

(Aチームの判決宣告と同様)

」 B③